

第5章 認定の更新手続き

認定NPO法人等になった後、法人の運営面での健全性を判断する基準を満たしているか、毎事業年度提出していただく書類で確認することになりますが、認定NPO法人については5年ごとに、改めて「PST基準」を含む基準への適合を確認するための「有効期間の更新」を行う必要があります。

※特例認定は1度限り、3年間受けられる制度であり、有効期間の更新はありません。

更新の申請期間は、有効期間の満了の日の6か月前から3か月前までの**3か月間**で、更新を受けようとする認定NPO法人はその期間に更新の申請をすることが必要です。

更新の申請にあたっては、**初回申請と同様の書類（寄附者名簿等を除く）**を提出することになります。添付書類のうち、「基準に適合する旨を説明する書類」と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」については、すでに提出していただいた書類の内容と同じであれば、その記載を一部省略することができます。具体的には、「基準に適合する旨を説明する書類」の一部と「欠格事由に該当しない旨を説明する書類」が毎事業年度、提出いただく書類と重複しているため、重複部分については、特段の変更がない限り、**添付が不要**となります。

また、「寄附金充当予定事業一覧」についても、初回申請（又は前回の更新申請）時に提出した書類の内容から変更がなければ、添付を省略することができます。

【表 11】更新の申請に必要な書類

	提出書類の名称等		閲覧等	部数
申請書	認定有効期間更新申請書	第28号様式	×	1部
申請書の 添付書類	・基準に適合する旨を説明する書類の一部	認定基準等チェック表 (監査証明書※1含む)	○	各2部
	・欠格事由に該当しない旨を説明する書類	欠格事由チェック表		
	・寄附金充当予定事業一覧	第25号様式		
その他の 必要書類	・指定NPO法人であることを証明する書類※2 ・滞納処分に係る納税証明書 ・役員等氏名一覧表	公報又は通知の写し	×	1部

※1 公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合に提出

※2 神奈川県指定NPO法人が、PST基準のうち、条例個別指定法人を選択した場合に提出